

令和8年度スタート： 子ども・子育て支援金制度の実務と対策

新たな「負担」と拡充される「還元」の全体像を読み解く



制度の全体像と企業が押さえるべき4つのポイント



【いつから】
2026年度（令和8年度）か
ら順次開始



【いくら】
被用者保険における初期の支
援金率は「0.23%（労使合計）」



【どうやって】
既存の医療保険料に
「上乘せ」して徴収



【なぜ】
「こども・子育て支援加速
化プラン」の財源を安定
的に確保するため

誤解されがちな「独身税」ではなく「全世代型の連帯的負担」

誤解 (Myth)



一部で言われる「独身税」という誤った認識。税金として特定層だけが負担するものではありません。

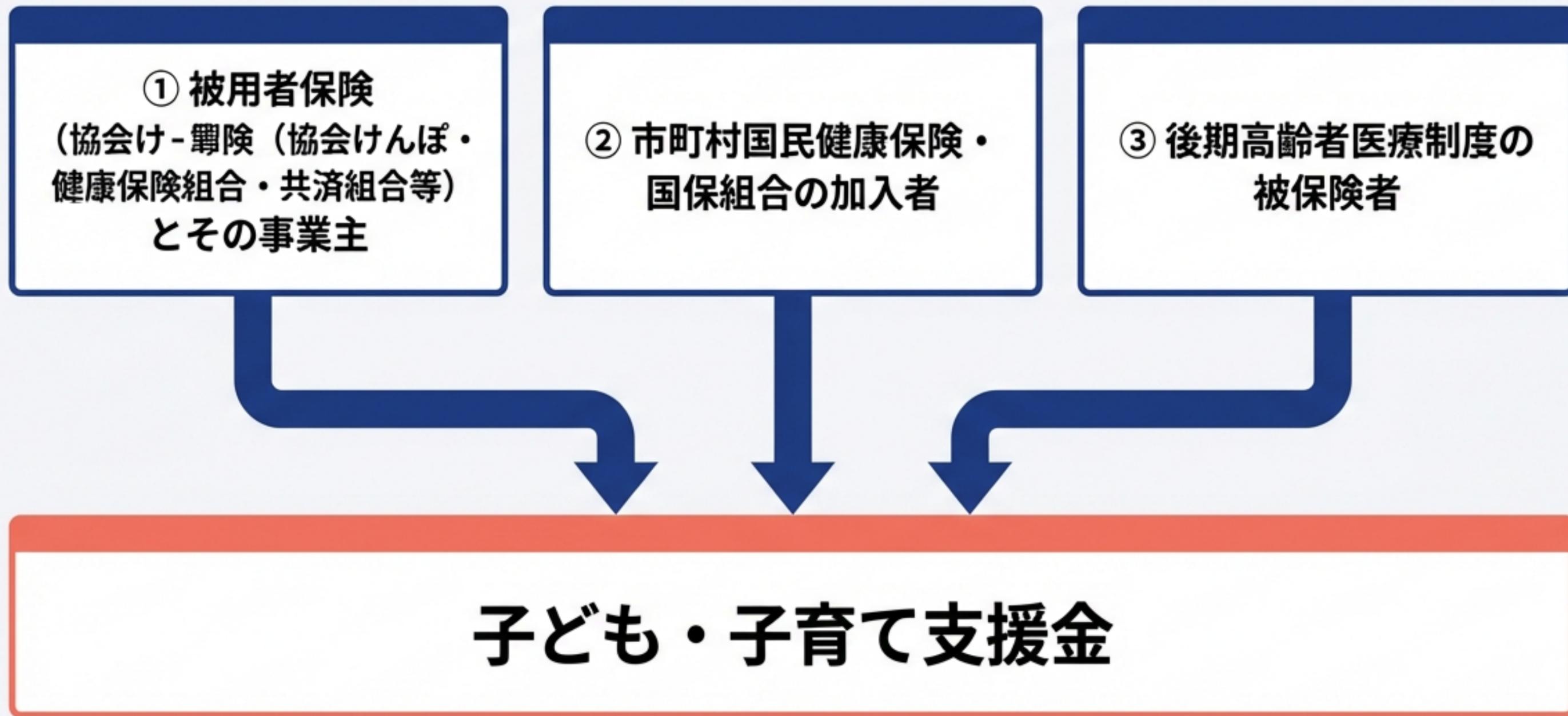
事実 (Fact)



子どもの有無にかかわらず、医療保険の加入者全体が少しずつ負担し、社会全体で子育てを支える仕組みです。

医療保険制度に上乗せされる3つの徴収ルート

既存の保険料に「子ども・子育て支援金」が上乗せされる形で賦課・徴収されます。



企業と従業員で分担する「0.23%」の負担構造

2026年度の支援金率は「0.23%（労使合計）」

労使折半の原則

被保険者（従業員）負担：0.115%

事業主（企業）負担：0.115%

算出方法：標準報酬月額・標準賞与額 × 支援金率

中期的な見通し：制度開始後、数年間で支援金率を「0.4%程度」まで段階的に引き上げる方向性が示されています。

産休・育休中の免除措置と各制度における負担軽減策



【企業向け重要実務】

産前産後休業・育児休業中の免除

現行の健康保険料と同様、休業中は子ども・子育て支援金の徴収も免除。

手続は事業主経由での申出（現行制度と同様の想定）。



【国民健康保険】

18歳年度末までの子どもにかかる支援金の均等割を「**10割軽減（実質ゼロ）**」とする特例。



【低所得者層】

現行の医療保険料と同様の負担軽減措置を適用。

拠出金によって実現する「累計300万円超」の 公的支援拡充

累計300万円超

負担に対する
「見返り」としての支援拡充

児童手当等を含む子ども1人あたりの
公的支援総額は大きく増加。

試算額：累計300万円超の水準へ

次ページより、従業員に還元される
3つの主要な支援策を解説します。

還元策①：所得制限を撤廃し大幅に拡充される児童手当

家計支援の強力な下支え



所得制限の完全撤廃（すべての対象家庭に支給）



支給期間の拡大（高校生年代まで延長）



多子世帯への手厚い給付（第3子以降は月3万円を支給）

還元策②：手取り10割の実現と多様な働き方・預け方のサポート



出生後支援給付

出生後一定期間、育休中の世帯収入が「手取りほぼ10割」となる給付の創設。



育児時短就業給付

子が2歳未満の時短勤務中の賃金に対し、一定割合（賃金の10%相当）を上乗せ。



こども誰でも通園制度

保護者の就労要件にかかわらず、未就園児が一定時間まで利用できる通園の仕組み。



「負担」と「還元」をセットで提示する

給与明細の控除額（月数百円）だけでなく、児童手当や育休給付の拡充という「見返り」を必ず併記する。



「独身税」の誤解を解き、制度の趣旨を語る

社会全体で次世代を支える仕組みであることを丁寧に伝え、企業としての説明責任を果たす。



社内申請フローの事前案内

産休・育休時の免除手続きなど、従業員が安心できるサポート体制を早期に周知する。

2026年度に向けた準備と公式情報へのアクセス



給与計算システムの改修準備と社内規定（育休関連）の確認を進めてください。

詳細な制度設計と最新情報は以下の公式資料をご参照ください：



こども家庭庁：「加速化プランによる子育て支援の拡充と子ども・子育て支援金」



こども家庭庁：「子ども・子育て支援金制度について」（リーフレット）



厚生労働省・こども家庭庁：「子ども・子育て支援金制度について」（詳細PDF）